

## 誤判と死刑 (3)

三原 憲三

### 目 次

- 1 まえがき
  - 2 学説の立場
    - (1) ローイ・カルヴァートの提示する疑問
    - (2) 小河滋次郎博士の「死刑に誤判多し」とし、その結果として「死刑は誤判の結果を恢復する能はず」とする批判
    - (3) 誤判の場合に回復できないのは死刑に限らないとする植松正博士の批判
    - (4) 香川達夫博士の事実論としての誤判論に対する見解
    - (5) 竹田直平博士の主張
    - (6) 安平政吉博士の主張
    - (7) 板倉宏博士の所説
    - (8) 前野育三教授の所説
    - (9) 立石二六教授の所説
  - 3 誤判事件
  - 4 誤判は防げるか
  - 5 植松正博士の「慎重な手続規定」を理由とする批判
- 以上 37 号
- 6 現在、再審を開始すべきかどうかを争われている事件等

誤判と死刑 (3)

- (1) 名張毒ぶどう酒殺人事件
- (2) 袴田事件
- (3) 布川事件
- (4) 福岡事件 (福岡ヤミ商人殺人事件)
- (5) 榎井村事件 (再審で無罪判決)
- (6) 竜門殺人事件
- (7) 米谷事件 (再審で無罪判決)
- (8) 日野町事件
- (9) 足利幼児殺害事件 (再審開始が決定)

7 むすびにかえて

以上 38 号

追 加

- (9)の1 続・足利幼児殺害事件
- (10) 香川県綾歌郡府中村の人妻殺害事件
- (11) 飯塚事件
- (12) 広島における母と娘2人の殺害, 放火事件
- (13) 大阪における3人死亡, 放火事件
- (14) 大分県旧清川村, 強盗殺人事件
- (15) 三崎事件, 血痕 DNA 鑑定へ
- (16) 大阪母子殺害事件

以上本号

(9)の1 足利幼児殺害事件

本件については、誤判と死刑(2)のなかで(9)足利幼児殺害事件として、その事件の概要について紹介したが、その際に再審の申し立てが認められ近いうちにそれが始まると説明しておいたが、ようやく再審の裁判が開始されたことから、その全容を関係資料により次に開示することにしたい。

- 1 DNA 鑑定（MCT 118 部位）の証拠能力を肯定した事例
- 2 犯人と被告人の同一性につき、同一の DNA 型及び血液型による出現頻度などから、これを認めた事例

〔宇都宮地裁平 3〔わ〕第 451 号，わいせつ誘拐，殺人，死体遺棄被告事件，平 5・7・7 刑事部判決，有罪・控訴〕

### 主 文

被告人を無期懲役に処する。

### 理 由

（犯行に至る経緯）

「被告人は、栃木県足利市で出生し、市内の中学校を卒業後、縫製工などとして働いていたが、昭和 53 年からは保育園の園児送迎バス運転手をするようになり、平成 2 年からは幼稚園に移って同じくバス運転手として働きながら、市内家富町の自宅で父母らと暮らしていた。<sup>(1)</sup>」

「ところで、この間の昭和 49 年 11 月、被告人は、見合いで知り合った女性と結婚式を挙げ、同居したものの、心因反応による性的不能で性交渉が持てなかったため、正式に婚姻手続をすることなく 3 ヶ月程で別れるということがあった。被告人は、このことで惨めな気持ちとなり、今後女性とうまく肉体関係を持つことはできないと考えたが、却って、性欲を満足させたいという気持ちは強くなり、昭和 52 年 9 月ころになって、市内福居町に家を借りた上、わいせつ雑誌やアダルトビデオテープ、あるいはマネキン人形やダッチワイフ等の道具を多数借家に買い込み、週末になると一人でそこに寝泊まりしては、ビデオを見たり、これらの道具を使って遊ぶなどして性欲の処理をするという生活を続けるようになった。また、被告人は、知的能力に恵まれず、内向的で人付き合いを好まなかったことから、結婚に失敗した後は成人女性と交際することもなく、勤務先である保育園や幼稚園においても、保母ら職員と交流することはほとんどなかったが、園児とは喜んで遊び、その際、特に年長組の女兒に対して性欲を覚え、その裸体姿を見たり、体に触れたりしたい

誤判と死刑 (3)

との欲望を抱くこともあった。」<sup>(2)</sup>

「被告人は、昭和 61 年ころからパチンコ遊戯に耽るようになり、週に数回はパチンコ店へ通っていたが、平成 2 年 5 月 12 日、その日の勤務を終え、午後 2 時 30 分ころ自宅を出て、同市伊勢南町所在の行きつけのパチンコ店『ニュー丸の内』へ自転車で赴き、同店で遊び始めた。ところで、同店と同一敷地内にあるパチンコ店『ロッキー』には、同日午後 5 時 50 分ころから、4 歳の女兒である M<sub>1</sub> (以下『M<sub>1</sub>』ともいう。)が、父親とその同僚に連れられて遊びに来ており、同児は、前日同店付近で知り合った男児と遊びたいと思っていたものの、その日右男児が来ていなかったこともあって、父親らがパチンコ遊戯をしている間、同店前の駐車場やその南側の駐車場で 1 人で遊んでいた。やがて、午後 7 時近くになり、被告人は、『ニュー丸の内』店内で出玉を景品に替えてもらった後、『ロッキー』南側駐車場の一角にある景品交換所へ行き、景品を現金と交換して自転車で福居町の借家へ向かおうとしたが、そのとき、同駐車場で 1 人しゃがみこんで遊んでいる M<sub>1</sub> を認めた」<sup>(3)</sup>

「被告人は、同児のことを 3、4 歳くらいで、近所に居住するか、パチンコ店の客が連れてきた子だろうと思ったが、丸顔でかわいらしい子だと思い、遊ぶ姿を眺めているうち、同児の身体をなめたり性器を弄ぶなどして自己の性欲を満足させたいとの気持ちになり、近くに大人もいないし、幼稚園児らと遊んだ経験から幼児であれば声もかけやすく、抵抗されることなしに誘い出せると考え、同児を誘い出した上、人気のない場所へ連行し、わいせつ行為をしようとするに至った。」<sup>(4)</sup>

(罪となるべき事実)

「被告人は、第 1 平成 2 年 5 月 12 日午後 7 時ころ、栃木県足利市〈番地略〉所在のパチンコ店『ロッキー』の南側駐車場において、同店の客 M<sub>2</sub> の長女である M<sub>1</sub> (昭和 60 年 9 月 12 日生まれ、当時 4 歳) が 1 人で遊んでいるのを認め、同児にわいせつの行為をする目的で、これを誘拐しようとして企て、同児に対し、『自転車に乗るかい』などと声をかけて自

己が運転する自転車の後部荷台に乗車させ、右自転車を運転して同所南側にある渡良瀬運動公園に入り、同公園内の道路を走行して、同公園内サッカー場西側角付近の三叉路に自転車を停めて同児を降ろし、同所から30メートル余り南西方にあり、同公園からは見えにくい位置にある、同市〈番地略〉付近の渡良瀬川河川敷内低水路護岸上まで約600メートルにわたり同児を連行し、もって同児をわいせつ<sup>(5)</sup>の目的で誘拐し、

「第2 前記日時ころ、同児にわいせつ行為をすると騒がれて人に気付かれるおそれがあるからわいせつ行為をする前に同児を殺害しようと考へ、同所において、同児の前面にしゃがみこむようにした上、殺意をもつて、やにわにその頸部を両手で強く締め付け、その場で同児を窒息死<sup>(6)</sup>させて殺害し、」

「第3 同児の死体を付近の草むらまで運んで全裸にし、同日午後7時30分ころ、右死体を、前記殺害場所から直線距離にして南西約94メートル離れた渡良瀬川河川敷内の草むらに運んで捨て、もって死体を遺棄<sup>(7)</sup>したものである」。

## 「2 DNA 鑑定<sup>(8)</sup>の証拠能力

### (1) DNA 鑑定<sup>(8)</sup>の一般的信頼性

前掲各証拠によれば、DNA 鑑定による個人識別は、1985年にイギリスの学者ジェフリーズにより初めて開発され、研究が本格化したこと、MCT 118型によるDNA 鑑定は、微量な資料でも鑑定できる犯罪捜査向けの方法として開発されたものであり、1990年になって使用されるようになったこと、国内においては、現在科学警察研究所だけで実施されていることが認められる。これらの事情によれば、同鑑定方法の歴史は浅く、その信頼性が社会一般により完全に承認されているとまではまだ評価できないというほかない。」<sup>(8)</sup>

「しかしながら、先にも見たとおり、同鑑定方法は科学的な根拠に基づいており、また、前掲各証拠によればMCT 118型分析によるDNA 鑑定は、他の方法につきアメリカで指摘された技術的問題を克服するた

### 誤判と死刑 (3)

めに開発された方法であること、同研究所では、平成4年3月までに63件のDNA鑑定がなされているが、本来のDNA型と異なる型が検出されたという問題は生じていないこと、法生物学などの基礎知識を有する者に対して6ヶ月ほどの研修を行えば検査技術を習得できるし、同研究所以外の検査機関によっても追試可能であることが認められる。<sup>(9)</sup>」

#### 〔2〕 本件におけるDNA鑑定

そこで、本件のDNA鑑定について検討するに、前掲各証拠によれば、鑑定経過について以下の事実を認めることができる。…

### 3 結論

以上検討したところによれば、本件においては、専門的な知識と技術及び経験を持った者によって、適切な方法によりDNA鑑定が行われたと認められるから、右各鑑定結果が記載された平成3年11月25日付及び同年12月13日付け各鑑定書に証拠能力を認めることができる。また、右一連の経過において、鑑定結果の信用性に疑問をさしはさむべき事情が窺えないだけでなく、鑑定が適切に行われ、それぞれ別個に行われた検査において同一結果が出たことからみても、DNA型が同一であるとの鑑定結果は信用することができる。さらに、右DNA型の出現頻度に関する判断についてみると、今後より多くのサンプルを分析することにより出現頻度の正確な数値に多少の変動が生じる可能性があるとしても、先に検討した事情に照らせば、その数値はおおむね信用することができる。<sup>(10)</sup>」

#### 〔3〕 犯行の状況について

##### 1 被告人と犯行との結びつきについて

被告人は、当初犯行を自白していたが、最終的にこれを否認するに至ったので、以下、被告人と犯行との結びつきについて検討する。…<sup>(11)</sup>」

〔2〕 そこで次に、被告人の自白の信用性について検討すると、前掲各証拠によれば、被告人は、本件により初めて取り調べを受けた当日に犯行を自白し、以後捜査段階においては一貫してこれを維持し、公判で

も最終段階に至るまではほぼ自白を維持していたのであり、途中、M<sub>1</sub>を誘い出した目的など犯行の状況について捜査段階と一部異なる供述を法廷でした際にも、M<sub>1</sub>殺害という犯行の基本的部分についてはこれを認めていたこと、右自白に際して捜査官の強制や誘導が行われたことを窺わせる事情はないこと、捜査官や裁判官に対してだけでなく、弁護人に対してもほぼ一貫して事実を認めていたことが認められる。<sup>(12)</sup>」

「また、自白内容についてみると、例えば、第1回公判期日において、証拠物であるM<sub>1</sub>の着衣についての記憶の有無を尋ねられた際に、記憶にある物とない物、あるいはおおむね記憶に残っている物をそれぞれ区別して述べるなど、供述内容は捜査、公判段階を通じて相当具体的であるとともに、その内容は自然であって、格別疑問を差しはさむべき点は認められない。<sup>(13)</sup>」

「そうすると、本件犯行を認めた被告人の自白は信用することができ、先に挙げた事情とあいまって、被告人がM<sub>1</sub>の殺害等を行ったと認めることができる。<sup>(14)</sup>」

本件においては、目撃者、物証がないといわざるをえない。そうしたなか被告人を黒として1年以上マークし捜査を続行した結果「血液型及びDNA型」が一致したことにより逮捕された。取り調べたところ、犯行を自白、さらに公判でも犯行を認めていたが、第6回公判から犯行の否認に転じ、1か月後の第7回公判で再び犯行を認めている。そして、結審後、再び本格的に否認に転じている。思うに代用監獄の捜査段階での取り調べに最大の問題があったといえる事件ではなかったのか。さらに本件担当の弁護士の弁護活動に問題はなかったか、この点も指摘できるのではないか。

(1) 判例タイムズ 820号 178頁。

(2) 判例タイムズ 820号 178頁。

誤判と死刑 (3)

- (3) 判例タイムズ 820 号 178 頁。
- (4) 判例タイムズ 820 号 178 頁。
- (5) 判例タイムズ 820 号 178～179 頁。
- (6) 判例タイムズ 820 号 179 頁。
- (7) 判例タイムズ 820 号 179 頁。
- (8) 判例タイムズ 820 号 180 頁。
- (9) 判例タイムズ 820 号 180 頁。
- (10) 判例タイムズ 820 号 181 頁。
- (11) 判例タイムズ 820 号 181～182 頁。
- (12) 判例タイムズ 820 号 182 頁。
- (13) 判例タイムズ 820 号 182 頁。
- (14) 判例タイムズ 820 号 182 頁。

DNA 型鑑定 (MCT 118 型鑑定法) に証拠能力, 証拠価値を認めて, 殺人等被告事件につき被告人に無期懲役を科した第 1 審判決が維持された事例

( わいせつ誘拐, 殺人, 死体遺棄被告事件, 東京高裁平 5 (う) 848 号, )  
( 平 8 ・ 5 ・ 9 刑 4 部判決, 控訴棄却 (上告) )

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

「1 本件 DNA 型判定の鑑定結果の証拠許容性

(1) 所論とその検討

a DNA 型鑑定の原理とその手法の妥当性

所論は, 科学的方法を用いた鑑定が刑事裁判で証拠能力を認められるためには, その基礎原理が, 専門分野で一般的に承認を受けたものであり, かつ, その手法ないし技法が妥当であることが必要であるが, DNA 型鑑定そのものが個人識別に有効であることには科学的根拠があり, そ



の専門分野において一般に承認されているといえるけれども、鑑定資料が微量しか得られない場合、あるいは汚染され、混合している場合など、収集された鑑定資料に量的、質的な問題を伴う犯罪捜査において、本件のように科警研のPCR法によりヒトの第1染色体MCT 118部位を増幅して行われたDNA型鑑定（略）については、未だ専門分野において一般的承認を得ているということはできず、信頼性に問題がある、というのである。<sup>(1)</sup>

「検討するに、一定の事象・作用につき、通常<sup>(1)</sup>の五感の認識を超える手段、方法を用いて認知・分析した判断結果が、刑事裁判で証拠として許容されるためには、その認知・分析の基礎原理に科学的根拠があり、かつ、その手段・方法が妥当で、定型的に信頼性のあるものでなければならぬ。<sup>(2)</sup>

## 〔2〕 まとめ

このように検討してみると、DNA型判定の手法として、MCT 118法は、科学理論的、経験的な根拠を持っており、より優れたものが今後開発される余地はあるにしても、その手段、方法は、確立された、一定の信頼性のある、妥当なものと認められるのであり、したがって、DNA資料の型判定につきMCT 118法に依拠し、専門的知識と経験のある、練達の技官によって行われた本件DNA型鑑定の結果を本件の証拠に用いることは、許されるというべきである。<sup>(3)</sup>

「本件DNA型鑑定に証拠能力を認めた原判断に誤りはなく、論旨は理由がない。

## 2 本件DNA型鑑定の証拠価値

### (1) 所論とその検討

所論は、本件DNA型鑑定の結果を、被告人と本件犯行の結び付きの証拠に用いることについて、証拠価値の問題点を指摘するので、その主な点について判断を示しておく。<sup>(4)</sup>

「以上、原判決が採用した本件DNA型鑑定の証拠価値をめぐる所論

### 誤判と死刑 (3)

指摘の主要な問題点について検討したが、所論が本件 DNA 型鑑定について指摘するその余の問題点もあわせ、逐一検討しても、本件 DNA 型鑑定の証拠評価に関し、原判決に訴訟手続の法令違反、事実誤認の廉は<sup>(5)</sup>なく、論旨は理由がない。」

本件は、DNA 型鑑定の証拠能力、証拠価値についての初めての高裁段階での判決であるといえる。なお、本判決は、第 1 審での争点と同じように捜査段階での自白の任意性と信用性について非難すべき点があることを改めて指適しておかなければならない。

- (1) 判例時報 1585 号 138 頁。
- (2) 判例時報 1585 号 138 頁。
- (3) 判例時報 1585 号 141 頁。
- (4) 判例時報 1585 号 141 頁。
- (5) 判例時報 1585 号 142～143 頁。

いわゆる MCT 118 DNA 型鑑定の証拠としての許容性

( くいせつ誘拐, 殺人, 死体遺棄被告事件, 最高裁平 8(あ)831 号, 平  
12・7・17 2 小法廷決定, 上告棄却 )

### 主 文

本件上告を棄却する。

### 理 由

「……本件で証拠の 1 つとして採用されたいわゆる MCT 118 DNA 型鑑定は、その科学的原理が理論的正確性を有し、具体的な実施の方法も、その技術を習得した者により、科学的に信頼される方法で行われたと認められる。したがって、右鑑定の証拠価値については、その後の科学技術の発展により新たに解明された事項等も加味して慎重に検討されるべきであるが、なお、これを証拠として用いることが許されるとした原判

断は相当である。<sup>(1)</sup>」

本決定は、MCT 118 DNA 型鑑定に初めて触れた上告審での決定である。

(1) 判例時報 1726 号 178 頁。

判決の確定したる後、申立人は平成 14 年 12 月 25 日、宇都宮地裁に対して再審の請求をするが、平成 20 年 2 月 13 日に同地裁は、これを棄却する旨の決定をした。

再審請求棄却決定に対する抗告審において、DNA 型鑑定を実施し、その結果によれば、申立人が殺人等の事件の犯人ではない可能性が高く、無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当するとして、原決定が取り消され、再審開始決定がなされた事例  
——足利事件再審請求即時抗告審決定

(再審請求棄却決定に対する即時抗告申立事件、東京高裁平成 20(ク)94 号、平 21・6・23 刑 1 部決定、取消(確定))

### 主 文

原決定を取り消す。

本件について再審を開始する。

申立人に対する刑の執行を停止する。

### 理 由

「4 そして、……確定判決において申立人が有罪とされた根拠の②である申立人の自白についても、その信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実といえる。他に申立人が本件の犯人であると認めるに足りる証拠はなく、申立人が本件の犯人であると認めるには合理的な疑いが生じている。<sup>(1)</sup>」

誤判と死刑 (3)

「結論 ……本件再審請求は、刑訴法 435 条 6 号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する。論旨は理由がある。<sup>(2)</sup>」

本件は、いわゆる足利幼児殺人事件の再審申し立てに対して、DNA 型の再鑑定を実施したことと、その再鑑定の結果、申立人が犯人でない可能性が高いとして、再審を開始する決定である。

思うに本件について一貫して疑問視され続けてきたものとして、捜査段階及び公判廷における自白の供述の信用性があることを改めて指摘しておきたい。

(1) 判例時報 2057 号 170 頁。

(2) 判例時報 2057 号 170 頁。

参考文献については、朝日法学論集第 38 号に掲載の「誤判と死刑」(2) の(9)足利幼児殺害事件（再審開始が決定）の巻末に掲げてあるが、本稿では、参考のために DNA 鑑定関連の文献に限定し記しておく。

瀬田季茂「証拠物件の DNA 型鑑定にみる科学的背景 (上)」警察学論集 49・8・33

同「証拠物件の DNA 型鑑定にみる科学的背景 (中)」警察学論集 49・9・139

同「法科学における個人識別 - DNA 型分析を中心として」警察学論集 44・2・1

同「科警研 DNA 型分析の技術的評価に関する一考察」警察学論集 46・10・1

岡田薫「DNA 型と個人識別」警察学論集 45・2・1

同「DNA 型への疑問に答えて」警察学論集 45・7・1

清水勇「DNA 型鑑定の運用に関する指針について」警察学論集 45・7・12

森喬「DNA 型鑑定の現状」警察学論集 47・1・1

岡弘文「警察における DNA 型鑑定の現状と今後の展開 (上)」警察学論集 49・7・45

同「警察における DNA 型鑑定の現状と今後の展開 (下)」警察学論集 49・8・

瀬田季茂「犯罪鑑識科学における DNA 型分析の実際と法科学的評価（上）」捜査研究 486・21

同「犯罪鑑識科学における DNA 型分析の実際と法科学的評価（中）」捜査研究 487・36

同「犯罪鑑識科学における DNA 型分析の実際と法科学的評価（下）」捜査研究 488・45

安富潔「刑事手続における DNA 型鑑定と証拠」法曹時報 48・2・1

「DNA 鑑定の基礎知識 Q&A」自由と正義 44・6・59

三井誠「DNA 鑑定の証拠能力・証明力」松尾浩也古稀祝賀論文集（下）483

平成 8 年版警察白書 192 頁

足利事件の再審判決公判が 2010 年 3 月 26 日に宇都宮地裁であり、佐藤正信裁判長は「旧 DNA 型鑑定に証拠能力はなく、自白も信用性がなく、虚偽であることは明らか。菅谷さんが犯人でないことは誰の目にも明らかになった<sup>(1)</sup>」として無罪を言い渡した。判決の言い渡し後、佐藤裁判長は「菅谷さんの真実の声に十分に耳を傾けられず、17 年半もの長きにわたり自由を奪う結果となりましたことを、この事件の公判審理を担当した裁判官として、誠に申し訳なく思います。このような取り返しのつかない事態を思うにつけ、二度とこのようなことを起こしてはならないという思いを強くしています。菅谷さんの今後の人生に幸多きことを心よりお祈りし、この裁判に込められた菅谷さんの思いを深く胸に刻んで、本件再審公判を終えることといたします。」<sup>(2)</sup>と謝罪し、3 人の裁判官が起立して頭を下げたと報じられている。再審の判決で、裁判所が謝罪したのは異例のことである。

ところで、第 2 次世界大戦後に発生し、死刑か無期懲役かが確定した事件で、再審で無罪となったのは足利事件の菅谷利和さんと 6 人目となった。本件のような事件での再審無罪判決は 1989 年の「島田事件」（1989 年に無罪が確定）についての静岡地裁の判決以来 21 年ぶりであ

### 誤判と死刑 (3)

る。

(1) 2010年3月26日付 読売新聞夕刊

(2) 2010年3月26日付 毎日新聞夕刊

菅家利和さんの弁護人であった佐藤博史弁護士は、東京高検で2010（平成22）年5月10日に講演した際に最高裁が先に公表した検証結果について、次のように批判した。それは、「検証結果の報告書について、虚偽自白を見抜けなかったことなど捜査段階の反省に重点が置かれていたことを指摘し、『公判段階で捜査の誤りを正せなかった理由についての検討が不十分だ<sup>(1)</sup>』と批判した」と報じられた。

(1) 2010年5月11日付 朝日新聞

(10) 香川県綾歌郡府中村（現在は坂出市）の人妻殺害事件（起訴後真犯人の現れた事件）

『日本の冤罪』（1983年 日本評論社）の274頁から287頁までに「戦後著名冤罪・再審事件年表について」の記述があり、そのなかで特に私が注目したのが「1951（昭和26）年8月17日 池内（香川県府中村）」であり、「1952（昭和27）年1月25日 池内1審高松地丸亀支判（無罪・確定）」という内容のものであった。この事件は、いわゆる「池内音一事件」ともいわれ、賤田川事件の翌年8月に妻殺しの容疑で夫の池内音一が起訴され、その公判中に真犯人が現れて池内は無罪になったというショッキングな事件として世に知られているものである。そこでもう少しくわしい内容を知りたいと思ったところ276頁に「池内事件」として、次のような説明があったのでここに引用をすることにする。それは「1951（昭和26）年8月17日深夜、香川県綾歌郡府中村の池内音一

宅で妻が殺され、夫の音一が逮捕され、拷問によって虚偽の自白をさせられることになった。しかし、後に真犯人が現われ、一審で無罪となった。最近、池内は、賤田川事件の再審公判で証人に立ち、賤田川事件の捜査責任者田中晟の拷問によって虚偽の自白をさせられたと証言している」との内容である。以上の説明でも事件の内容については十分な理解が得られないので、さらに同事件について書かれているもの、すなわち法務研修所『起訴後真犯人の現れた事件の検討（その3）』檢察研究叢書17号（1955年）255頁以下を参照、かつ引用しながら同事件の全容を60年を経過した今日明らかにしてみたい。

### 事件の概要

「昭和26年8月17日、この日は旧盆の15日にあたり、香川県綾歌郡府中村の一隅では人々が夜の更るまで盆踊りに打ち興じていたのに、他の一隅では時ならぬ惨劇が演ぜられた。同村横山農業兼日用品雑貨商池内音一（30歳）方では、鄙には稀な美人といわれていた妻アサエ（30歳）がその夫と幼児2人を残し、何者かに殺害されたという事件が発生したのである」<sup>(1)</sup>

「17日の晩、被害者は平常通り居宅8畳の間に夫、長男洋一（4歳）、次男達雄（1歳）とともに就寝中、翌18日午前2時頃鋭利な兇器で右頸部を突き刺され、頸動脈切断による出血のためその場において死亡し、音一は左上膊部、右手指等合計5ヶ所にいずれも深さ5耗位の軽い切創を受けた」<sup>(2)</sup>という事件である。

本事件の重要関係人としては、第1容疑者（誤って起訴せられた者）として、池内音一と第2容疑者（真犯人）としては、西川重男、仲野寛、池内決の3人の名前が掲げられた。以上のうちの3名は同じ村に住所を持ち、つねに交遊があり、そのなかで窃盗をくりかえしている性行不良の青年であったといえよう。

### 誤判と死刑 (3)

まずは第1容疑者として犯人とされ、誤って起訴された池内音一に対する殺人被告事件の公判の経過についてから説明する。

その裁判の経過を検察研究叢書から引用すると次のとおりである。まず音一に対しての第1回の公判は、昭和26年11月28日に開催されたが音一は警察できびしく追及されたことで言訳に窮し、警察官の言う通りに偽りの自白をしたと主張して犯行を全面的に否認した。

ところが、その後12月はじめ頃、真犯人ら3名が捜査線上に浮上しかつ、逮捕のうえ自供も得られたことから、ほぼ真犯人と断定された状態で起訴され、昭和27年1月18日に第2回の公判が開かれた。続いて同年1月25日に「被告人が犯したと認むべき証明がない」との理由で無罪の判決が下された。むろんこの判決は一審でもって確定し、被告人音一は昭和26年8月26日妻の殺害の容疑によって逮捕されて以来4か月ぶり自由の身となったのである。

これに対して前記の真犯人ともくされた3名とも逮捕後から公判に至るまで犯行を自認したことから、検察官は昭和27年2月26日高松地裁丸亀支部に起訴した。そこで、公訴事実中「強盗殺人等」の点について少し長いのが次に引用することにした。すなわち、「被告人池内決、同西川重男、同中野寛の3名は、予てから同郡府中村字横山2,201番地農業兼日用品雑貨商池内音一が米麦の闇取引をなし常に多額の現金を手許に保管している由を聞知しておったが、たまたま同月17日午後11時頃同郡滝宮村大字滝宮所在 滝宮神社内において邂逅した際、右音一方店舗及び居宅内に侵入し金員を奪取せんことを謀議し、音一の応待によっては強盗に居直る目的をもって被告人決において折込式『ナイフ』（電工用）、被告人重男において匕首（洋食用『ナイフ』を改造したもの）、被告人寛において小刀（いわゆる肥後守）を準備し、なお被告人寛においては照明用の懐中電燈を整え、翌18日午前1時30分頃右音一方店舗に至ったが、戸締りが嚴重であったため同所に侵入することを断念し、同2時頃同所から北方約30米を隔てる丘上の同人方居宅前庭に赴き家



人の動静を窺ったが、被告人決、同寛の所持せる兇器では覚束ないと思惟し、同家の西隣農業前田文明方牛舎を物色し、同所に在った薄刃鎌(草刈用)一挺宛を持ち出し、再び右音一方居宅前に引き返したが、被告人等3名は被告人決、同重男の両名が音一と面識があるので、寧ろ同人及びその家族を殺害したる上金員を強取するに強かずと謀議して、同家母屋東側に建設せられたる納屋を通り抜け、母屋奥の炊事場を経て表側座敷に侵入し、右音一及び妻アサエ(いずれも当時満30年)が蚊帳を吊り、4才と1才の幼児を挟み同室内に東枕に熟睡しおるを確かめ、被告人重男において北寄りに就寝中のアサエの枕許に、被告人決、同寛において南寄りに就寝中の音一の枕許に歩み寄り数分間待機したる後、期せずして被告人重男は所携の匕首をもってアサエの右頸部を突き刺し、被告人決、同寛はそれぞれ右薄刃鎌をもって音一の頸部、胸部辺りを目がけて数回斬りつけたがアサエの呻声と音一の立ち上らんとする気配に怖気づき、そのまま元侵入したる経路を辿り屋外に逃走し金員強取の目的を遂げなかったが、前記暴行によりアサエに対しては右頸動脈を切断し、失血により間もなくその場において死亡せしめて殺害の目的を遂げ、音一に対しては左上膊骨頭に長さ約5.8糎及び同約3糎の2個の切断創、右手指第一関節内側に長さ約1糎深さ約0.5糎の切創に負わしめたるに止まり殺害の目的を遂げなかったものである<sup>(3)</sup>とし、第1審判決も大体において同様の事実を認定して、池内に対し懲役12年、西川に対し無期懲役、仲野に対し懲役13年の刑をそれぞれ言い渡した。この結果に対し、被告人3名は、高松高裁に控訴をするも池内は控訴の取下げをし、他の2人は昭和28年3月に控訴棄却の判決を受け刑が確定した。

#### 池内音一に対する殺人事件の捜査の欠陥

本件の捜査ならびに処理がなぜ誤ったのかについての原因をめぐっては、いろいろな分析がなされている。そこで、「本件に関する所轄検事正の報告書」から捜査の欠陥についてみると、(1) 司法警察員の、

### 誤判と死刑 (3)

外部犯人を洗うだけ洗ったがそれらしい容疑者が捜査線上に浮ばなかったとの報告を軽信したとあるが、これは妻アサエに対しては右頸動脈を切断し、失血により間もなくその場で死亡させているが、夫音一は比較的に傷が浅いことを考慮すれば自作自演と当初から判断したために内部説に傾いていった結果ではないのか。当時の地域社会からみて外部犯人の捜査が甘かったといわざるをえない。(2) 襦袢はアサエにおいて取り替える際無雑作に振り足許に放置し、これにたまたま血液が浸透したものと推測し得るに拘らず音一の自供を軽信したこと。この点については、捜査の段階で音一は座敷縁側の血痕に関し当初の供述を変えるなどし、このため村人のなかには音一を疑う者もでてきたことから嫌疑が深まったことは理解できる。しかしこの段階で殺人の容疑ではなく、食糧管理法違反として令状をとり、音一を逮捕し、連日きびしい取調のうえ殺人被疑者としての第1回供述調書を作成したのであるが、今日においてもつねに指摘されているように、別件逮捕、そして自白を強要するやり方が許されるはずはない。ここでも取調中の可視化が当然のこととして要求されてしかるべきである。(3) 音一において現場を偽装したものとせば、現金在中のブリキ缶を何等かの方法により隠匿した筈であるに拘らず、この点に想到せず、これが紛失していなかったのは外部から犯人が侵入したものでないと独断して捜査を進めたこと。この点については、犯罪現場の状況から判断すれば、物盗り以外の犯罪もありうるとの疑いも考えられるとすれば、現金在中のブリキ罐を隠匿しないこともあろう。ともあれ慎重な捜査が要求されるはずである。

以上が検事正の報告を基にして、捜査の欠陥を批判したものを掲げたのであるが、その外欠陥として挙げられるものを『検察研究叢書』によりポイントだけを次に引用することにしたい。それは、「(1) 被害現場8畳座敷の縁側の血液の問題である。(2) 次に指摘したいことは、音一の事件直後の言動についての検討が足りなかった点である。(3) 次に、本件発生当時現場の模様等に徴して、外部説を容るる余地は皆無であっ

たかどうかの問題である。(4) 次に本件犯行の動機についてであるが、これは捜査技術の欠陥というよりは、寧ろ事件そのものの欠陥であって、本件の運命を左右するに足る重大な事柄であると思う<sup>(4)</sup>」等が挙げられているので、事件の概要、重要関係人、池内音一に対する殺人事件の捜査ならびに処理、池内音一に対する殺人被告事件の公判の経過、真犯人池内決、西川重男、仲野寛に対する強盗殺人等事件の捜査ならびに処理他等を参考にして検討して欲しい。

次には、本事件（主査 大場検事）のなかで「結語」としてまとめられているものを少し長いが引用しておこう。

「8 結語 本件捜査の跡を顧みて、その出発点において捜査官を誤らしめたものは、池内音一の妻アサエが文字通りに一刺しで殺されているのに反し、同じ蚊帳の中にながら音一自身の傷は、手、頸、胸、背部等 10ヶ所に極めて軽微なものが自己の作用範囲内に生じており、どうみても両者の傷は同一機会に生じたものと思えなかった点にあると思<sup>(5)</sup>う。」

「事件直後の音一の言動に矛盾撞着があるとみて内部説の根拠としたことには、多分に捜査官の誤った主観が混っているが、傷の部位程度の問題は全く客観的事実であって、捜査官の主観を容れる余地はない。しかも鑑定書によれば『医学的に極めて自傷の疑いの濃いものである』というのであるから、このことは内部説の最も有力な根拠となり、他の情況がすべてこれに結びつけられて内部説が固められて行ったものと思う。もっとも鑑定書が出来上るまでには若干の日数を要したが、由来特別の困難な事情のない限り、検視または解剖の際に一応の結論が出るのが通常であり、本件音一の受傷は外部所見だけで判るような極めて軽微な傷であるから、恐らく検視と同時に大体の結論を鑑定人の口から聴取<sup>(6)</sup>することが出来たものと思われる。」

「鑑定書の『自傷の疑い濃いもの』云々の文言は、依頼者より問われるままに『その他参考事項』として加えたものであろうし、且つ科学

者として、傷の部位程度から左様な判断をなしたものであろうから、咎め立てすべきことではないかも知れぬが、この文言は少なからず捜査官を刺戟し、且つ勇気づけたのであろうことは疑うべくもない。若し音一の傷が重傷であるかまたは自己の作用範囲外と思われる部位に生じていたとすれば、音一の供述に多少の矛盾があってもそれほど問題にされないで済んだであらうが、傷が余りに軽かったことは、音一にとっても捜査官にとっても却って不運であったというべきである。本件の捜査段階においては、音一の当初の言動の分析説明という点で不十分の誹りは免かれぬが、被疑者及び多数の参考人を各数回に亘って取り調べ、検証、実況見分、鑑定等捜査の分量においては相当に手を盡しており、検事の手に移ってからこれを繰り返しているのであって、捜査官としては相当努力を払った形跡が認められる。<sup>(7)</sup>」

「結局、本件は捜査官にとっては不運といってよい程の難しい客観的事実を土台として、その上に幾つかの捜査上の欠陥を積み重ねて遂に見当違いのものを築き上げてしまい、罪なき音一をして妻女殺害の犯人として一度は法廷に立たしめたのであって、誠に遺憾というべきであるが、その反面、音一にとっても簡単に解消しにくい不利益な状況が幾つかあり、検事に対しては自白を続けていることでもあり、これをそのまま消極処分<sup>(8)</sup>に付することは到底出来なかつたであらうと思われる。」

「従って、本件はその当時検事の手許に集められた資料だけで判断すれば、起訴もやむを得なかつたものという以外はあるまい。<sup>(9)</sup>」と結んでいる。しかしながら真犯人ではない音一を誤って裁判にかけようようなことはあり得ないことである。従って、その当時に担当検事の手許に集められた資料だけではなく、もし不明なる点があれば、さらなる資料の要求をするとともに徹底した慎重な捜査をしていたならば、音一を起訴するという過ちは防げたと思う。疑わしきは罰しない。このことはつねに決して忘れてはならないことである。

なお、本件は死刑事件ではないが、誤判ということで多くの人に過去

にこうした事実があったことを知って欲しいとの思いからここに紹介することにした。

- (1) 「起訴後真犯人の現れた事件の検討（その3）」 検察研究叢書17（法務研修所）226頁。
- (2) 前掲226頁。
- (3) 前掲246頁。
- (4) 前掲250頁。
- (5) 前掲253頁。
- (6) 前掲253頁。
- (7) 前掲253～254頁。
- (8) 前掲254頁。
- (9) 前掲254頁。

#### (11) 飯塚事件

##### 事件の概要

1992（平成4）年2月20日、福岡県飯塚市の小学校1年生だった7歳女児2人が登校中に誘拐され行方不明となり、翌日に同県甘木市（現在は朝倉市）の山中で殺害され遺棄されているのが見つかった。死因は窒息死だった。本事件では、犯人を特定するための必要な遺留品がほとんどなく捜査は難航した。しかし捜査に当たっていた福岡県警は被疑者として事件当時女児宅の近所に住む久間三千年（52歳）が、事件から2年半が経過した1994年9月、DNA鑑定で遺体周辺の血痕と男のDNAの型が一致したとして、死体遺棄の容疑で逮捕された。その理由として警察の発表によれば「ワンボックスカーに残されていた血痕が被害者のものと一致したことから」被害者が容疑者のワンボックスカーに乗っていたと推定されるとした。そのことから検察側は被疑者が一貫した全面否認のまま殺人と略取誘拐ならびに死体遺棄で起訴した。これに対して、被疑者は一貫して無罪を主張するも1、2審は死刑判決を言い

### 誤判と死刑 (3)

渡し、さらに上告審の最高裁第2小法廷（滝井繁男裁判長）は、当時のDNA鑑定の不正確さから証拠能力の存在を否定する弁護側の主張を認めずに上告を棄却し、死刑が確定した。

しかし、その後、本人は本件は冤罪であるとの主張をくりかえし、そのために弁護団も再審の申し立てをするための準備をしていた。ところが、死刑判決確定の日から2年2か月が経過した2008年10月28日に福岡拘置所で本人に対しての死刑が執行された。当時70歳だった。これに対して、非常に共通点が多いといわれている「足利事件」の菅谷氏と本件の久間死刑囚とが同じ「MCT118型検査法」による鑑定の結果が、最も新しいDNA鑑定によって否定されるという事態が起これ、その結果として菅谷氏は釈放されるとともに再審の裁判が進行していることは周知のとおりである。

最近の情報として、死刑の執行からちょうど1年経った2009年10月28日に久間死刑囚の妻が夫の名誉回復を求めて福岡地裁に再審請求を申し立てた。すでに再審で無罪が確定した「足利事件」と同じ時期に同じ方法で捜査段階に実施されたDNA型や血液型の鑑定について、「結果に誤りがある」などとする鑑定書を新証拠として提出したと報じられている。<sup>(1)</sup>

本件は死刑執行後の再審が果たして開始されるのか、どうなのか大きな課題をかかえているといえよう。われわれも資料を集めながら十分な検討を進めて行くことにしたい。

(1) 毎日新聞2009年10月29日、2月21日参照。

1992年2月	小学校1年生の7歳の女児2人が登校中に行方不明となり、翌日、遺体で発見される
92年3～6月	科警研、DNA型鑑定
94年9月	久間三千年容疑者が逮捕されるが、犯行を否認

	する
99年9月	福岡地裁で死刑判決
01年10月	福岡高裁が控訴棄却
06年9月	最高裁が上告を棄却し、死刑が確定する
08年10月28日	福岡拘置所で久間死刑囚の死刑執行
09年10月28日	妻が再審を福岡地裁に請求する

参考文献

週刊朝日 2009年11月6日号 29頁以下。

AERA 09年12月28日号 68～69頁。

2009年6月5日付 朝日新聞

2009年6月5日付 読売新聞

日弁連第47回人権擁護大会シンポジウム第3分科会基調報告書。

2009年10月28日、29日付 毎日新聞

2008年10月29日付 西日本新聞

2009年11月5日付 産経新聞

久間三千年「私が訴えたいこと」『年報・死刑廃止2009＝死刑100年と裁判員制度』(2009年) 158～159頁。

(12) 広島における母と娘2人の殺害、放火事件

事件の概要（正確を期するために判決文から引用する）

殺人、殺人未遂、現住建造物等放火事件

「被告人は、借金の返済等に窮したことから実母（当時53歳）の死亡保険金等を入手するため、同女を殺害した上、同女方に放火するなどしようと企て

第1 平成13年1月17日午前3時過ぎころ、広島市の実母方居室において、殺意をもって、同女の頸部を両手で強く絞め付け、よって、そのころ、同所において、同女を窒息死させて殺害した

第2 同日午前3時30分ころ、上記実母方居室2階で就寝中の実妹（当時28歳）、長女（当時8歳）及び2女（当時6歳）を死亡させる

### 誤判と死刑 (3)

こともやむなしと決意し、同女らが現に住居に使用する上記居宅（木造瓦葺2階建、床面積合計約63平方メートル）1階6畳間のベッド、たんす、カーペット、灰皿等に灯油をまいた上、所携のライターで上記灰皿内のたばこの吸いながらに点火して火を放ち、その火を壁、柱等に燃え移らせ、よって、そのころ、上記居宅を全焼させて焼損するとともに、長女及び2女の両名をいずれも焼死させて殺害したが、上記実妹については、同女が火災に気付いて屋外に退避したため、殺害するに至らなかったものである<sup>(1)</sup>」という内容である。

#### 保険金詐欺事件

「被告人は、第1 自己が長女及び2女を被保険者としてK連合会との間に締結していた生命共済契約に基づく死亡共済会支払名下に同連合会から金員を詐取しようと企て、平成13年1月23日ころ、広島市内において、前記長女及び2女を被保険者とする死亡共済会支払請求書各1通等を、広島市内の生活協同組合宛に郵送し、同月24日、これを同組合に送達させて、同組合係員に対し、真実は被告人が前記長女及び2女を殺害したものであるのにこれを秘し、両名が失火により焼死したように装って死亡共済金の支払請求をなし、同月26日、情を知らない前記組合係員らを介して、前記共済金請求手続の所要関係書類を浦和市全国生活協同組合連合会共済金サービス部副主任に送付してその共済金支払の決裁を求め、同人をして、前記長女及び2女は失火により焼死したものであって、同連合会において、被告人に対する共済金支払義務を負うものと誤信させてその支払手続を取らせ、よって、同月31日、前記連合会共済会サービス部副主任から指示を受けた同連合会事務員から、広島市所在のA銀行B支店に開設された被告人名義の普通預金口座に79万6000円の振込入金を受け<sup>(2)</sup>」

「第2 実母が同人を被保険者として○生命保険相互会社との間に締結していた生命保険契約に基づく死亡保険金支払名下に同社から金員を詐取しようと企て、平成13年1月26日、広島市所在の同社支社○支部



において、情を知らない同支部保険外交員を介し、前記実母を被保険者とする死亡保険金請求書等を、広島市所在の○生命保険相互会社広島支社保全グループを経由して大阪市所在の同会社契約審査部保険金課宛に送付し、同年2月5日ころ、これを同課に送達させて、同課係員に対し、真実は被告人が前記実母を殺害したものであるのにこれを秘し、同人が失火により焼死したように装って死亡保険金の支払請求をなし、そのころ、情を知らない前記同課係員らを介して、同課主任に対し、その保険金支払の決裁を求め、同人をして、前記実母は失火により焼死したものであって、同社において、前記死亡保険金の受取人である被告人に対する保険金支払義務を負うものと誤信させてその支払手続を取らせ、よって、同月27日、前記同課主任から指示を受けた同課係員から、広島市所在のC銀行D支店に開設された被告人名義の普通預金口座に412万9933円の振込入金を受け<sup>(3)</sup>

〔第3 前記実母が同人の所有に係る自動車を対象として○株式会社との間に締結していた自動車保険契約に基づく車両保険金支払名下に同社から金員を詐取しようとして、平成13年1月29日、広島市所在の株式会社○○店において、情を知らない同店従業員を介し、前記自動車を対象とする自動車保険金請求書等を、広島市所在の○株式会社中四国損害調査部広島サービスセンター宛に送付し、同月30日、これを同センターに送達させて、同センター係員に対し、真実は被告人が放火したことにより前記自動車が焼損したものであるのにこれを秘し、同車両が失火により焼損したように装って車両保険金の支払請求をなし、そのころ、情を知らない前記センター係員らを介して、同センター所長に対し、その保険金支払の決裁を求め、同人をして、前記自動車は失火により焼損したものであって同社において、前記実母の法定相続人である被告人らに対する保険金支払義務を負うものと誤信させてその支払手続を取らせ、よって、同年2月2日、前記同センター所長から、前記○銀行○支店に開設された被告人名義の普通預金口座に110万2500円の振込入

誤判と死刑 (3)

金を受け<sup>(4)</sup>」

「第4 前記実母が〇〇株式会社との間に締結していた同人方家屋等に対象とした火災保険契約並びに被保険者を同人、前記長女及び2女とする生命保険契約等を内容とする総合保険契約に基づく損害保険金及び死亡保険金名下に同社から金員を詐取しようと企て、平成13年2月5日、広島市所在の〇〇株式会社中国四国損害調査部において、同部火災新種損調課副長に対し、前記総合保険の保険金請求書等を手交し、真実は被告人が前記実母、長女及び2女を殺害し、被告人が放火したことにより前記家屋等が焼損したものであるのに、これらを秘し、失火により前記実母、長女及び2女が焼死し、前記家屋等も焼損したように装って損害保険金及び死亡保険金の支払請求をなし、そのころ、情を知らない前記副長らを介して、同社中国四国損害調査部長に対し、その保険金支払の決裁を求め、同人をして、前記家屋等は失火により焼損し、前記実母、長女及び2女はいずれも失火により焼死したものであって、同社において、前記実母の法定相続人である被告人らに対する保険金支払義務を負うものと誤信させてその支払手続を取らせ、よって、前記中国四国損害調査部長から指示を受けた火災新種損調課課長から、同月8日に1314万2575円、同年3月2日に1000万円の各振込入金金を、前記〇銀行〇支店に開設された被告人名義の普通預金口座に受け<sup>(5)</sup>もって、人を欺いて財物を交付させたものである」

本件の争点としては、まず問題となる点は児童扶養手当の受給要件があったのか、なかったのかどうか、議論されるべきである

さらには、被告人の捜査段階での供述内容とその任意性が検討の対象となることを指摘しておく。

(1) 保険金殺人の控訴審判決、広島高裁が控訴棄却－MSN産経ニュース2～3頁。

(2) 前掲3～4頁。

- (3) 前掲 4 頁。
- (4) 前掲 4 ～ 5 頁。
- (5) 前掲 5 ～ 6 頁。

(原判決の概要)

「原判決は、本件児童扶養手当詐欺事件につき、A に児童扶養手当の受給要件がなかったことについて疑問が残り、詐欺の故意や A との共謀があったとする被告人の捜査段階における供述は信用できない（原判決が『証拠として採用することができない』とするのはこの趣旨のものと認められる）などとして、また、本件殺人、放火事件につき、自己が犯人であるとする被告人の捜査段階の自白を信用することはできず、被告人がこれらの犯人であると認めるには合理的な疑いが残り、被告人がこれらの犯行をしたという事実を前提とする本件保険金詐欺事件についても、その事実を認めることはできないとして、被告人に対し無罪を言い渡した（以下、証拠に付したかっこ内の甲乙または検の数字は、原審または当審検察官請求証拠番号である。証拠については、謄本、抄本の表示を省略する。不同意部分がある場合には、その部分をを除く趣旨である。原審公判調書と一体となる証人尋問調書等を表示するときは、その公判期日、供述者、該当箇所<sup>(1)</sup>の順に表示する。原審公判供述のことを『公判供述』という）。」

(控訴審判決)

「……自白のうち、被告人の保険契約に関する認識の点は、保険金目的で殺人を敢行しようとする者の認識として、明らかに不自然かつ不合理であるといわざるを得ないのではないかという疑問を抱かせるものである上、その疑問は、被告人が自白する動機形成の不自然さと併せ考えると、さらに増大したものとなる。そして、被告人の周辺から灯油成分が検出されたことを示す証拠がない点は、自白している犯行態様からすれば、本来発見できるはずの痕跡が発見されておらず、この点を説明

誤判と死刑 (3)

しようとする、客観的証拠によって裏付けられた本件現場の状況との矛盾という問題に直面することとなってしまう、犯行態様という中核部分に対する重大な疑問を抱かせることとなる。これらは、<sup>(2)</sup> 自白の信用性に看過できない疑問を生じさせるものといわざるを得ない。」

「……………被告人の自白の信用性を相当程度高めるものであるということが出来る。被告人のHに対する発言や手紙、勾留理由開示手続での陳述等は、被告人が、真に本件殺人、放火をしていないのであるとすれば、なぜそのような言動をしたのか理解に苦しむところである。被告人がその理由として説明するところは、説得力に乏しく、<sup>(3)</sup> にわかに首肯し難い。」

「しかし、この一連の事情も、結局は、被告人の捜査官に対する自白を前提とするものであって、自白と一体的にみる必要がある。……………一連の事情の存在によって、自白の内容自体に対する看過できない……………疑問が解消されるわけではない。本件殺人、放火において、被告人と犯行とを結び付ける唯一の証拠である自白が信用できるということはできない。」<sup>(4)</sup>

「原判決は、自白の信用性に疑問を抱かせる事情の有無に関する判断において適切とは思われないところもあり、自白の信用性を認めることができないとする理由も当裁判所と同一というわけではないものの、被告人を犯人と認めることはできないとして無罪とした原判決の結論は正当である。」<sup>(5)</sup>

(本件保険金詐欺について)

「本件保険金詐欺は、被告人が本件殺人、放火事件の犯人であることを前提とするものであるところ、前記のとおり、その前提を認めることができない。本件保険金詐欺について、被告人を無罪とした原判決の結論は正当である。」<sup>(6)</sup>

(結論)

「以上のとおりであるから、本件各公訴事実につき、いずれも犯罪の

証明がないとして、被告人を無罪とした原判決は相当であって、原判決に所論の事実誤認はない。また、原審の訴訟手続の法令違反は、判決に影響を及ぼすものではない。論旨はいずれも理由がない。<sup>(7)</sup>」

- (1) 保険金殺人の控訴審判決、広島高裁が控訴棄却－MSN産経ニュース6頁。
- (2) 前掲69～70頁。
- (3) 前掲70頁。
- (4) 前掲70頁。
- (5) 前掲70頁。
- (6) 前掲70頁。
- (7) 前掲70～71頁。

### (13) 大阪における3人死亡、放火事件

#### 事件の概要

2007（平成19）年5月5日午後11時ごろ、大阪市西成区萩之茶屋3丁目のアパート1階の廊下付近で、げた箱の上に置かれた新聞紙にライターで火を付け、木造2階建て同アパート延べ約180平方メートルを全焼させ、隣の文化住宅の一部にも延焼させたとする事件が発生し、当時67～71歳の住人男性3人が死亡した。<sup>(1)</sup>

#### 裁判の概要

以上の事件に対して、大阪地裁は2月16日、現住建造物等放火の罪に問われた住人の無職、尾池治被告（61歳）に無罪（求刑懲役18年）の判決を言い渡した。尾池被告は捜査段階で放火を認める供述調書に署名していたが、公判では「覚えていない」と否認に転じ、無罪を主張した。これに対して中川博之裁判長は、放火を認めた捜査段階の供述内容について、他人に迎合しやすい性格の被告が取調官の意向に沿って虚偽の説明をした可能性がある<sup>(2)</sup>と指摘し、被告人以外による放火の可能性を否定できないと判断した。

判決文は、公判での被告人質問でのやりとりなどから、被告人には質

### 誤判と死刑 (3)

問の内容を理解しないまま迎合的な答えをする傾向が強くと指摘している。また、検察官の取り調べ状況を撮影した録画映像でも、一度は犯行を否定する発言をしたのに、検察官が心外そうな態度を見せると打ち消した点などからも「<sup>(3)</sup> 自白」は信用できないとした。これに対して、<sup>(4)</sup> 弁護側は「自白は取調官の脅迫と誘導でなされたもので、信用できない」と主張していた。

本件では、自白の信用性の問題と責任能力の有無が指摘されることになろう。判決の言い渡し後、弁護人の発言として「被告の性格や不自然な<sup>(5)</sup> 自白の経過などをきっちり<sup>(5)</sup>と見てくれた」ということも本件を解明するうえで参考となろう。

- (1) 2010年2月16日付 朝日新聞夕刊
- (2) 2010年2月16日付 朝日新聞夕刊
- (3) 2010年2月16日付 朝日新聞夕刊
- (4) 2010年2月16日付 東京新聞夕刊
- (5) 2010年2月16日付 朝日新聞夕刊

#### (14) 大分県旧清川村，強盗殺人事件

##### 事件の概要

大分県旧清川村（現・豊後大野市清川町）で2005（平成17）年3月19日に、自宅裏庭で一人暮らしの無職の山口範子さん（当時61歳）の遺体が発見された。遺体は殴られた状態で死亡しており、乗用車が<sup>(1)</sup>奪われていた。

大分県警は、2007（平成19）年2月に山口さんと顔見知りであり、しかも別の窃盗事件を起し、現に服役中であつた伊東順一を強盗殺人の容疑で逮捕した。同人は、当初は容疑を否認していたが数日後には<sup>(2)</sup>犯行を認めたものの、公判では一貫して無罪を主張した。同人と犯行を直接結びつける物的証拠は全くなく、したがって自白したとされる

供述調書の証拠能力が最大の争点となった。<sup>(3)</sup>

大分地検は、伊東被告が2005年3月8日に山口さんの自宅に侵入して、現金13万円を盗み、同14日に山口さんの頭部をコンクリートの塊で頭を何度も殴り、さらにビニールひもで首を絞めるなどして殺害するとともに、山口さん所有の乗用車や商品券を奪ったとして起訴<sup>(4)</sup>した。

裁判は、2008（平成20）年9月8日の初公判から38回を数えた。その裁判で検察側は、自白調書について「内容は証拠から認められる事件の概要に一致する」とし、凶器のヒモの結び方に「犯人しか知り得ない秘密の暴露がある」と主張した。<sup>(5)</sup>これに対して、弁護側は自白調書について「取り調べの際に死刑の可能性を示され、罪を認めるよう誘導された」と任意性や信用性を否定し、「被告と事件を結ぶ直接証拠は存在しない」と反論した。<sup>(6)</sup>

その結果として大分地裁の宮本孝文裁判長は「① 犯人は大量の返り血を浴びた可能性が高いのに、山口さんの車内からほとんど血痕が検出されていない。② 盗んだ車のエンジンキーについて『川に捨てた』『林に隠した』などと供述が不合理に変遷し、未発見である」<sup>(7)</sup>点を指摘し、「犯人だと認定するには合理的な疑いが残る」として無罪（求刑は無期懲役）を言い渡した。判決では自白について「任意性には欠けないものの、内容に不自然ないし不合理な部分があり、信用性に疑問が残る」と指摘し、「被告が犯人ではないかと疑わせる事実がいくつか存在するが、不確かな事実を総合したからといって被告の犯人性や事件の発生をただちには推認できない」とした。<sup>(8)</sup>

本件においては、別件の窃盗事件での身柄を拘置したうえでの取り調べに問題があることを指摘できる。

(1) 2010年2月24日付 朝日新聞。

誤判と死刑 (3)

- (2) 前掲に同じ。
- (3) 前掲に同じ。
- (4) 前掲に同じ。
- (5) 前掲に同じ。
- (6) 前掲に同じ。
- (7) 2010年2月24日付 読売新聞。
- (8) 2010年2月24日付 朝日新聞。

(15) 三崎事件、血痕 DNA 鑑定へ

神奈川県三浦市で1971（昭和46）年に船舶食料販売会社の社長一家3人が殺害された「三崎事件」で、殺人罪で死刑判決が確定し、東京拘置所に収容中の2009（平成21）年9月に病死した荒井政男元死刑囚（当時82歳）の遺族からの再審請求で、横浜地裁横須賀支部（忠鉢孝史裁判長）が、唯一の客観証拠だった被害者の返り血とされる血痕についてDNA型鑑定の実施を決めた。<sup>(1)</sup>

本事件は1971年12月21日の深夜、同市三崎の食料品店で、夫婦と娘の三人が殺害され、その5日後、知人の荒井元死刑囚が逮捕された。元死刑囚が持っていた大工道具袋に付いていた血痕が唯一の物証とされたが、元死刑囚は血は指をけがした時に付いた自分のものと主張して、公判では否認したが、1、2審とも死刑が支持された。<sup>(2)</sup>

これに対して、弁護団の立場からは、血痕は元死刑囚の道具袋に付着していたものであり、当時のMN式血液型鑑定などでは被害者の一人と血液型が一致、「犯人の男を見た」という被害者一家の長男の目撃証言などととも<sup>(3)</sup>に有罪の支えとなったと主張していた。

- (1) 2010年3月18日付 朝日新聞、同日付の日本経済新聞参照。
- (2) 2010年3月18日付 朝日新聞
- (3) 2010年3月18日付 日本経済新聞



参考文献

三崎事件・荒井政男さん救済会「死刑判決後、控訴審で6年、鑑定続出で新局面」日本の冤罪（日本評論社 1983年）146～147頁。

(16) 大阪母子殺害事件  
事件の概要

2002（平成14）年の4月14日午後、主婦の森まゆみさん（当時28歳）と長男の瞳真<sup>とうま</sup>ちゃん（当時1歳）が大阪市平野区の自宅で殺害され、室内が放火された事件である。「まゆみさんは被告人の妻の連れ子と結婚して暮らしており、検察側は、まゆみさんに恋愛感情を募らせた被告人が思いを拒まれるなどしたため憤って絞殺し、瞳真ちゃんを浴槽にかけて水死させたうえ、室内に放火したとして、義父だった大阪刑務所職員（休職中）の森健充（52歳）を殺人、現住建造物等放火罪で起訴<sup>(1)</sup>した。」

しかし事件と犯人に結びつく物証などはほとんどなかったことから、目撃証言や現場近くにあった遺留物などによるものであった。

被告人は捜査の段階から犯行を全面的に否認をして捜査当局と争った。すなわち「私は無実です。捜査官の誤った予断とデタラメな捜査に基づいて犯人とされ、起訴<sup>(2)</sup>された」と。これに対して、2005（平成17）年8月、一審の大阪地裁の「公判では、森被告と事件を結びつける直接的な証拠はなく、現場マンションの階段踊り場の灰皿で見つかったたばこの吸い殻の唾液成分が被告人のDNA型と一致した事実をどう評価するのが最大の争点となった<sup>(3)</sup>」。そして、「判決ではこの吸い殻に加え事件当日に現場付近で被告人とよく似た人物を見たとする住民の証言などを併せて検討するとともに、被告人が殺害された森まゆみさんの夫の借金の保証人として債務を負わされたことなども間接事実として認定した<sup>(4)</sup>ううえで、『犯行に計画性はなく偶発的だった』として無期懲役を言い渡した。

### 誤判と死刑 (3)

この判決に対して、双方から控訴がなされ2006（平成18）年12月に大阪高裁は「一審の事実認定を踏襲する一方で『前途ある二人の命を奪うなど結果は極めて重大であり、更生の可能性はなく、極刑はやむを得ない』<sup>(5)</sup>として」死刑を言い渡した。これに対して、弁護側から上告があり、最高裁第三小法廷（藤田宙靖裁判長、退官のため堀籠幸男裁判官が代読）は、「直接証拠がない事件で有罪を認定する際の新たな基準を示したうえで、問題の吸い殻について『事件翌日に採取されたのに茶色に変色しており、かなり前に捨てられた可能性が否定できない』<sup>(6)</sup>として、被告が事件当日、現場に行ったとする認定に疑問を示した」

「……動機や犯行前後に携帯電話の電源を切っていた事実についても『なぜ被告の犯行を推認させる事情となるのか納得できる説明がされていない』と批判し、現在の証拠だけで有罪と認定することは困難だとした<sup>(7)</sup>」。以上のことから、2010（平成22）年4月27日に「一、二審判決は、吸い殻に関する疑問点を解明せず、十分な審理を尽くさずに判断した結果、事実を誤認した疑いがあり、破棄しなければ著しく正義に反する。よって、本件を一審・大阪地裁に差し戻す<sup>(8)</sup>」とした。他に、裁判官五人のうち、藤田宙靖裁判官の補足意見（現在の証拠だけでの有罪認定は困難であると判断）、堀籠幸男裁判官の反対意見がある（同判事は被告を犯人と認定できるとの反対意見を付けた）。

最高裁が事実認定を理由に死刑判決を破棄して差し戻すのは極めて異例であり、第二次世界大戦後七件目である。過去に世間の注目を惹いた事件としては、幸浦事件<sup>(9)</sup>、二俣事件<sup>(10)</sup>、仁保事件<sup>(11)</sup>、松川事件<sup>(12)</sup>、八海事件<sup>(13)</sup>が掲げられ、その後の事件は1989（平成元）年6月の「山中事件」<sup>(14)</sup>を指摘できよう。本事件は差し戻し審で無罪が確定している。

ところで、母子殺害事件の今後の見通しとしては、差し戻し審で検察側が新しい証拠を提示することができなければ、無罪の可能性がでてきたといえよう。

《論説》

- (1) 2010年4月28日付、毎日新聞から引用した。他に、同日付の日本経済新聞と朝日新聞を参照。
- (2) 2010年4月28日付、朝日新聞。
- (3) 前掲に同じ。
- (4) 前掲に同じ。
- (5) 前掲に同じ。
- (6) 前掲に同じ。
- (7) 前掲に同じ。
- (8) 前掲に同じ。なお、多数意見の要旨については、平成22年4月28日付の讀売新聞を参照。
- (9) 三原憲三『死刑廃止の研究』〔第六版〕(成文堂 2010年) 465頁以下。
- (10) 三原憲三・前掲書 470頁以下。
- (11) 三原憲三・前掲書 479頁以下。
- (12) 三原憲三・前掲書 467頁以下。
- (13) 三原憲三・前掲書 476頁以下。
- (14) 三原憲三・前掲書 502頁以下。